私立幼稚園等地域開放推進費補助に係るＱ＆Ａ

番号	分野	質問	回答
1	補助対象期間	補助対象期間はいつからいつまでか。	令和８年４月１日から令和９年３月31日まで。 ※外部講師への支払い等も含め必ず年度内（令和９年３月31日まで）に行うこと。
2	対象園	応募できる園の条件はあるのか。	原則として学校法人立の私学助成園が対象。また、平成26年度に本補助金の交付実績があり、今年度市町村から「地域子育て支援拠点事業」の委託または補助を受けていない学校法人立の私立幼稚園（施設型給付園・認定こども園）も対象。
3	事業区分	子育て相談・教育相談事業とはどのような事業か。	地域の子育て世帯の方に対し相談を実施する事業。（※園に通う親子に対する相談のみは補助対象外） 例）子どもの食育に関する相談、子どもの健康に関する相談、子育て全般に関する相談など。 **<u>※月に２回以上年間24回以上実施すること。（認定こども園加算のある園は週３日以上年間117日以上実施すること）</u>**
4	事業区分	子育て講演会・セミナー等の開催事業とはどのような事業か。	園の主催で子育てに関する講演を実施する事業。 例）「正しい子どもの育て方」、「子どもがのびのび育つには」等の子育てに関する講演など。 **<u>※年間２日以上実施すること。</u>**
5	事業区分	親子のふれあい交流事業とはどのような事業か。	園に通う親子、若しくは地域の子育て世帯に対し、親子で参加する教室等を主催する事業。 例）夏祭り、（親子競技のある）運動会、料理づくり等 **<u>※１学期に１回以上年間３回以上実施すること。</u>**
6	事業区分	園地園舎の開放事業とはどのような事業か。	地域の子育て世帯等に遊び場等として園地園舎を開放する事業。 例）園地園舎を開放し、子ども同士の交流や保護者同士のふれあいの場をつくる **<u>※週に４日以上実施すること。</u>**
7	事業区分	地域とのふれあい交流事業とはどのような事業か。	地域の外国人、高齢者、住民と交流する事業。 例）盆踊り、節分、音楽会、発表会など。 **<u>※年に２回以上実施すること。</u>**
8	事業区分	親子のふれあい交流事業と園地園舎の開放事業の区別はどのようにすればよいか。	親子のふれあい交流事業は園が主体的にプログラムを計画し、親子で参加するふれあい交流事業であるのに対し、園地園舎の開放事業は園が子ども同士の交流や保護者同士のふれあいの場を提供し、自由に遊んでもらう事業。（園関係者が付き添いとして参加している場合も含む）
9	基準回数	長期休業中により補助基準回数を満たさない場合は対象外か。	<u>原則、補助基準回数を満たさなければ対象外。</u> ただし、子育て相談・教育相談事業及び園地園舎の開放の開放事業のみ要相談。
10	補助対象	申請可能な事業は今年度から新たに開始したものではないと申請できないのか。	補助対象事業及び補助基準回数に満たしてれば昨年度の事業と同様で申請することは可能。 例）令和６年度　①子育て相談・教育相談事業　②地域とのふれあい事業を申請 　　令和７年度　①子育て相談・教育相談事業　②地域とのふれあい事業を申請⇐〇
11	補助対象	地域への周知方法はホームページやInstagramなどのSNSでも問題ないのか。	周知方法についての指定はないが、必ず事業ごとに紙に印刷するなどして根拠資料を適切に保管し県に提出すること。 （※必ず県に提出した書類一式を園で保管してください。）
12	補助対象	地域に周知するにあたって留意することはあるか。	事業を行うにあたり地域の方（近隣住民等）への配慮をお願いするような内容のものは認められないため、記載しないこと。
13	補助対象	既に事業を実施しているが根拠資料がない場合は認められるのか。	根拠資料がない事業については認められない。
14	補助対象	姉妹園で合同で事業を行うことは可能か。	それぞれの園関係者等が参加することに加え、経費等の切り分けができれば可能。
15	補助対象	補助事業を行うにあたって留意することはあるか。	主に以下の３点について留意すること。 ①実施事業について、地域への周知を図ること。 ②実施事業への参加を入園の優遇条件としないこと。 ③参加費用については、実費徴収分を除き無料とすること。
16	補助対象	私立幼稚園子ども・子育て支援機能向上事業費補助金で子育て相談事業や園地園舎の開放事業を行う予定だが、本補助金にも申請することは可能か。	補助対象を切り分けていただければ申請可能。ただし、同一年度に複数の補助金を活用する場合は、①補助対象経費が重複していないか、②補助対象を切り分けた後も、申請予定の補助金の補助要件を満たしているかについて十分ご確認の上、ご申請ください。 例）「地域開放推進費補助」を受けて月２回開催している「子育て相談事業」について、子ども・子育て支援機能向上事業費補助金を活用して月に５回に拡充する場合 〇　月２回×12か月分（計24回）を地域開放で申請、月５×12か月分（計60回）を子ども・子育て支援機能で申請 ×　上半期実施分（42回分）を地域開放で申請、下半期実施分（42回分）を子ども・子育て支援機能で申請 **※本補助金の補助要件を満たすためには、「１か月に２回以上実施していること」が必要。**
17	補助対象	事業の実施回数について、例えば午前中に①子育て・教育相談事業、午後に②園地園舎の開放事業を行った場合はそれぞれ１回ずつ行ったことになるのか。	異なる事業を実施する場合は、日付の重複が可能です。ただし、子育て相談事業を午前の部・午後の部で実施している場合等、**同一の事業を１日に行っている場合は１回とカウントします。**（類似補助金の子ども子育て支援機能向上事業の申請においても同じように回数をカウントしてください。午前の部を子育て支援機能向上事業、午後の部を本事業に申請することはできません。）
18	補助対象経費	補助事業を実施するにあたり必要になる経費はすべて対象にできるのか。	事業実施にかかる人件費及び管理経費のみ補助対象経費に含む。
19	補助対象経費	補助対象となる人件費はどのようなものか。	**<u>地域開放事業に従事する教職員に対し支払う給与等が対象。ただし、常勤職員は時間外手当及び休日手当のみ。</u>** ※１　経常費補助金や施設利用給付の対象となる常勤の教職員の人件費に関しては、時間外勤務、休日出勤手当が対象となる。 ※２　その他の補助金に申請している教職員は原則除く。 例）〇経常費補助金の対象になっている常勤の教職員が地域開放事業のために時間外労働したため、時間外分の人件費を補助対象経費として計上した。 ×経常費補助金の対象になっている常勤の職員が通常勤務時間内に地域開放事業のために労働したため、人件費を補助対象経費として計上した。 〇経常費補助金の対象になっていない<u>非常勤の教職員</u>が地域開放事業に従事したため、人件費を補助対象経費として計上した。
20	補助対象経費	外部講師への報酬費や謝礼金は人件費と管理経費のどちらに計上すればよいか。	**<u>園の職員以外に支払う報酬費や謝礼金は</u>**人件費ではなく、**<u>管理経費で計上してください。</u>**
21	補助対象経費	物品（什器等）の購入費は補助対象か。	対象外。ただし、本事業で使用する折り紙などの消耗品費は対象。
22	補助対象経費	お弁当代などの飲食代は補助対象か。	対象外。 ※子育て相談の際のお茶代等も対象外
23	補助対象経費	参加者にお渡しするお土産代は補助対象か。	対象外
24	補助対象経費	親子のふれあい事業で保護者向けのヨガやフラダンスは補助対象か。	保護者のみが参加するものは対象外。また子育てに関係ない事業も対象外。
25	その他	事業計画書は何枚作成すればよいか。	１事業につき事業計画書の作成が必要なため、２事業実施の場合２枚、３事業実施の場合３枚の作成が必要。（最低２枚以上の提出が必要） ※親子のふれあい交流事業でベビーヨガや親子ダンスをする場合でも、１枚の作成でよい。（ベビーヨガ１枚、親子ダンス１枚での提出は不要）

26	その他	コロナやインフルの影響で事業が中止なった場合は、実施回数に含めてよいか。	**令和６年度からコロナによる特例処置は廃止になったため、中止になった場合は実施回数には含めない。** 代替日を設けるなど、補助基準回数を下回らないようにしてください。なお、事業が中止になった場合は私学振興課の担当まで連絡してください。 例）令和５年度　親子のふれあい事業【１学期に１回以上】 ６月実施　10月コロナのため未実施　２月実施　※補助基準回数を満たす。 令和６年度　親子の触れ合い事業【１学期に１回以上】 ６月実施　10月コロナのため未実施　２月実施 **※補助基準回数を満たさない。**
27	その他	事業計画に記載の事業との変更は認められるのか。 例）事業計画　親子のふれあい・地域との交流　⇒　実際の事業　子育て相談・親子のふれあい	原則認められない。
28	その他	認定こども園加算の20万円については子育て相談事業の経費に含めないといけないのか。	認定こども園加算の要件を満たしていれば、加算分を他の事業の経費に含めても構わない。 （例：子育て相談事業　15万円、親子のふれあい交流事業　65万円　など）
29	その他	市町村から補助を受けているが、**「地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第59条第９号）」**に該当するかわからない場合どこに確認すればよいか。	**所管の市町村に確認をお願いします。その際、国庫財源（国のお金）が含まれている場合は本事業に申請ができません。**一方で市町村のみの財源で行われている場合は本事業に申請ができます。（但し市町村の要綱等に定められている場合は除く。）
30	その他	内示の時期はいつか。	令和８年12月を予定。
31	その他	内示後の事業の変更及び増額は認められるのか。	認められない。
32	その他	内示額内で経費の内訳を変更してもよいか。	補助対象経費として適切なものであれば、内示額を上限として経費の変更は認められる。但し交付決定後の経費の配分変更については要綱で基準が定められているため留意して事業計画を作成すること。
33	その他	交付決定の時期はいつか。	令和９年２月下旬を予定。
34	その他	実績報告書の提出はいつまでに提出すればよいか。	現在検討中ですが、令和９年４月下旬頃の見込み。
35	その他	補助対象園の選定方法はどのように行うのか。	地域のバランスと実施内容から選定を行う。 ※補助希望が多い場合は、選定条件に合致している場合でも、補助ができない場合や補助額が減額される場合がありますので、あらかじめご了承ください。
36	その他	本補助金にかかる帳簿や証拠書類はいつまで保管すればよいか。	私立幼稚園等地域開放推進費補助金交付要綱第14条に定められているとおり、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から５年間保管する必要。 （令和８年度実施分⇒令和13年度末まで保管）